

別表 1 (第 2 条の 2 関係)

| 世帯人員 | | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ※ 総所得 | 借家等 | 228万円 | 267万円 | 323万円 | 359万円 | 404万円 | 473万円 | 507万円 | 542万円 | 578万円 |
| | 持家 | 163万円 | 202万円 | 259万円 | 294万円 | 339万円 | 396万円 | 430万円 | 466万円 | 501万円 |

※「総所得」の算定において、給与所得者及び公的年金所得者については最大 10 万円を控除する。

備考 1 原則として、当該年度の前年 4 月 1 日の本市生活保護基準額に基づき、算定するものとする。

備考 2 児童生徒またはその保護者が居住する住居の賃貸契約者が、申請者（または申請者と生計を一にする者）であり、契約者・契約期間・住所等を証明できる書類の提出があった場合は、原則として上記「借家等」の総所得額により審査を行う。

備考 3 11 人以上の世帯については、各申請者の家族構成・年齢に基づき、個別に当該年度の前年 4 月 1 日の本市生活保護基準額に基づき、所得基準額を算定するものとする。

別表 2 (第 3 条関係)

| 申請理由 | 申請理由を証明する書類等 |
|--|--|
| ① 市民税が非課税の者 ※土地、建物等、資産の売却や譲渡にともなう損失計上による非課税は除く | 次の書類の、いずれかを生計を一にする世帯全員分提出 ・市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） ・市民税・府民税証明書 ・市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書及び課税明細書（写） ※税情報を利用する場合は上記の証明書類は不要（早期申請は除く） |
| ②固定資産税を減免された者 ※災害（火災・風水害など）による被害を受けた場合を対象 | ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（写） |
| ③個人事業税を減免された者 | ・個人事業税減額決定通知書（写） |
| ④国民年金保険料を減免された者 | ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写） ※ただし、保護者全員分が必要 |
| ⑤国民健康保険料を減免・徴収猶予された者 | ・国民健康保険料（変更）決定通知書（写） ※被保険者氏名欄に世帯全員の氏名が記載されているもの ・国民健康保険料徴収猶予決定通知書（写） |
| ⑥児童扶養手当の支給を受けている者 | ・児童扶養手当証書（市長印が押されているページの写し） |
| ⑦生活福祉資金の貸付の決定を受けた者 | ・生活福祉資金貸付決定通知書（写） |
| ⑧雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者 ※手帳を有する者以外の保護者に収入がある場合は、該当しない | ・雇用保険被保険者手帳（公共職業安定所長印が押されているページの写し） ・手帳を有する者以外の保護者の「市民税・府民税証明書」 |
| ⑨火災、風水害、震災、その他の災害にあった者 | ・罹災証明書（区発行）または、り災証明書（消防署発行） |
| ⑩生活保護を受けている者 | ・証明書類の提出は不要。ただし、教育扶助費の受給がない場合、生活保護適用証明書 |
| ⑪生活保護を停止または廃止された者 ※世帯状況変更や指示違反による廃止者は除く | ・生活保護停止・廃止決定通知書（写） |
| ⑫上記①～⑪には該当しないが、特別な事情のため経済的に困窮していて、就学援助を必要とする者（早期申請は除く） | 次の書類の、いずれかを生計を一にする世帯全員分提出 ・市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写） ・市民税・府民税証明書 ・市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書及び課税明細書（写） ※税情報を利用する場合は上記の証明書類は不要 申請書の「特別な事情」欄の記入 |

- ・①～③と⑦・⑨・⑪は、申請の前年度または申請年度に該当していることが必要。
- ・④～⑥と⑧・⑩・⑫は、申請年度の 4 月 1 日現在（随時申請にあっては申請日現在）該当していることが必要。
- ・保護者全員分の証明書類は、いずれか 1 つの申請理由・同一年度とする。
- ・申請理由を証明する書類の写しについては、原本の提示を求める場合がある。